

2019年12月24日

函南町長 仁科 喜世志 殿

株式会社トーエネック
エネルギー事業部

「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の
経過措置における届出の提出について（再依頼）」に関するご照会

拝啓

平素は弊社事業に関し格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴町からの令和元年12月10日付「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（以下「函南町条例」といいます。）の経過措置における届出の提出について（再依頼）」（函都第435号）（以下「届出依頼」といいます。）に関しまして、弊社におきましては、届出提出に向けた準備を進めているところでございます。

弊社といたしましては、弊社が函南町軽井沢区にて事業実施を予定している太陽光発電案件（以下「弊社函南案件」といいます。）については、函南町条例の施行前の平成31年10月31日に林地開発許可申請をし、令和元年7月8日に同許可を得ておりますので、同条例の適用対象とならないところ、届出依頼は、同条例附則2に基づき、任意の行政指導としてなされたものであり、同条例第15条に基づくものではないと理解しております。そして、届出依頼に応じて届出をした後につきましても、弊社函南案件に対して同条例の本則は適用されないものと解釈しております。したがって、仮に届出提出後、その内容の一部が変更になっても、第9条第2項による届出義務や第9条第3項による町長同意の対象とはならないものと考えております。

今回の届出依頼の位置付けおよび届出以降の函南町条例本則の適用に関する解釈が上記のとおりであれば、弊社は、届出依頼に対し可能な限りご対応させていただき所存でございます。

誠に恐縮でございますが、弊社対応を検討するにあたり函南町条例の上記解釈に関する貴町のご見解を、制定者である貴町の責任におきまして、明らかにしてご教示くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

